

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

厚生年金関係 14 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月1日から同年5月1日まで

昭和41年6月頃から株式会社Aで働くようになった。当初はアルバイトで働いていたが、正社員となった42年3月から厚生年金保険料が給与から控除された。私の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年5月1日となっているが、同資格取得日を同年3月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において、株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給与明細において確認できる申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和42年3月が2万6,000円、同年4月が2万4,000円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも2万4,000

円であることから、申立期間の標準報酬月額は、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

株式会社Aで厚生年金保険に加入した期間のうち、平成15年4月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが加入するB組合の申立人に係る適用台帳には、平成15年4月30日付けで18万2,000円の賞与の支給が記載されているところ、C株式会社D支店提出の申立人に係る取引明細表には、同年4月30日に株式会社Aから14万8,788円が入金された記録があり、この金額は18万2,000円から社会保険料及び所得税を控除した金額と一致することから、申立人は、申立期間に当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記取引明細表の検証において確認できる保険料控除額から、18万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで  
昭和 61 年から現在まで、A社に継続して勤務している。平成3年4月1日付けで、A社から同法人が経営するC社に異動したが、A社に係る厚生年金保険の資格喪失日が同年3月31日となっているため、同年3月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同年3月も、給与から厚生年金保険料が控除されたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びA社提出の給料台帳により、申立人は、申立期間も同法人に継続して勤務し（A社から同法人C社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録等は保管されていないが、申立人の雇用保険の被保険者記録において、C社に係る資格取得日が平成3年4月1日とされていること、及び申立人の同僚は、申立人が同年4月1日付けでA社からC社に異動した記憶があるとしていることから判断して、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社提出の平成3年3月分の給料台帳から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万6,000円、申立期間②は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成15年12月10日

厚生労働省の記録によると、有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①及び②の賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間①及び②の賞与の記録を有効な記録として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②における賞与に係る給与支払明細書及び有限会社Aから提出された賃金台帳において、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定するこ



ととなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる賞与支給額から、申立期間①は 42 万 6,000 円、申立期間②は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月 18 日に申立期間①及び②に係る賞与の届出を行ったものであることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は43万5,000円、申立期間④は38万9,000円、申立期間⑤は40万円、申立期間⑥は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年7月30日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月29日  
⑥ 平成18年12月8日

厚生労働省の記録によると、有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までの賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間①から⑥までの賞与の記録を有効な記録として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑥までにおける賞与に係る給与支払明細書及び有限会社Aから提出された賃金台帳において、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び⑤の標準賞与額については、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる賞与支給額から、申立期間①は35万5,000円、申立期間②は30万円、申立期間⑤は40万円、申立期間③、④及び⑥の標準賞与額については、給与支払明細書及び賃金台帳における保険料控除額から、申立期間③は43万5,000円、申立期間④は38万9,000円、申立期間⑥は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月18日に申立期間①から⑥までに係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る記録を、申立期間①は41万9,000円、申立期間②は30万円、申立期間③は47万8,000円、申立期間④は38万9,000円、申立期間⑤は40万円、申立期間⑥は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年7月30日  
④ 平成16年12月10日  
⑤ 平成17年7月29日  
⑥ 平成18年12月8日

厚生労働省の記録によると、有限会社Aに勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までの賞与の記録が、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎とならない賞与記録となっている。申立期間①から⑥までの賞与の記録を有効な記録として訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から⑥までにおける賞与に係る給与支払明細書及び有限会社Aから提出された賃金台帳において、申立人は、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び⑤の標準賞与額については、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる賞与支給額から、申立期間①は41万9,000円、申立期間②は30万円、申立期間⑤は40万円、申立期間③、④及び⑥の標準賞与額については、給与支払明細書及び賃金台帳における保険料控除額から、申立期間③は47万8,000円、申立期間④は38万9,000円、申立期間⑥は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月18日に申立期間①から⑥までに係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間①から⑥までの標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日及び同社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、申立期間が空白となっている。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にA株式会社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和40年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から同年6月5日まで

申立期間当時は、A株式会社C事業所から同社B事業所に異動した時期と重なるが、継続して勤務していたにもかかわらず、昭和40年5月21日から同年6月5日までの期間の厚生年金保険の記録が確認できないので、被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた辞令及び事業主の供述から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和40年5月21日にA株式会社C事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における昭和40年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所



(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和50年6月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月25日から同年7月1日まで

私がA株式会社B支店からA株式会社(C本部)に異動した昭和50年6月25日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。この期間は転勤休暇の期間であったので給与が継続して支払われ、厚生年金保険料も控除されていたと思う。

当該期間について調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社から提出された昭和50年6月25日付けの申立人に係る辞令書から判断すると、申立人が申立期間もA株式会社に継続して勤務し(昭和50年6月25日に同社B支店から同社C本部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和50年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A株式会社は「保険料の控除額については不明。」と回答しているほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月25日から同年4月1日まで

昭和46年4月1日からA株式会社に勤務した後、48年4月1日付けの人事異動でC株式会社に転勤し、同社を50年2月25日付けで退職するまでの間、継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主、事業所の元経理担当者及び複数の同僚の供述から、申立人がA株式会社及びC株式会社に継続して勤務し（昭和48年4月1日にA株式会社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）本店における資格取得日に係る記録を昭和37年7月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月27日から同年8月1日まで

年金事務所の記録によると、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A株式会社C支店から同社本店に異動した際の事務の誤りによるものであり、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和37年7月27日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本店における昭和37年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和37年5月1日、資格喪失日は同年5月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月29日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける上記の資格取得日に係る記録を同年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月29日から同年5月20日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、同社には申立期間においても、継続して勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和37年5月1日から同年5月20日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が当該期間において株式会社Aに勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日の者が昭和37年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月20日に同資格を喪失した基礎年金番号



に未統合の記録が確認できる。

さらに、上記の者の厚生年金保険の記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 5 月 20 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の株式会社 A に係る事業所別被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において株式会社 A に継続して勤務し（同年 4 月 29 日に同社 C 支店から本店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における昭和 37 年 5 月の事業所別被保険者名簿の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から37年1月8日まで

私は、昭和34年にBに入社し、36年にA株式会社に移籍してC業務に従事した。

申立期間の厚生年金保険の記録が無いが、この期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録、B株式会社提出の人事資料及び申立人提出のA株式会社発令の人事辞令から、申立人は、B株式会社及びA株式会社に継続して勤務し（昭和36年6月1日に、B株式会社からA株式会社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和37年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記

録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 37 年 1 月 8 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 36 年 6 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月25日から同年10月1日まで  
申立期間もA株式会社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A株式会社（C事業所）において昭和36年9月25日に資格を喪失後、同年10月1日に同社（本社）において再度資格を取得しているが、事業主の回答、事業所の担当者及び同僚の供述から、申立人は、申立期間及び同年10月1日以降もA株式会社（C事業所）に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所の担当者は、厚生年金保険料をその月だけ控除しないということはないと思われるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したと思われると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社（C事業所）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社（C事業所）における昭和36年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について事業

主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年8月までの期間及び54年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年10月から51年8月まで  
② 昭和54年10月から61年3月まで

私は昭和48年10月に結婚しA県B市に住み始め、その後53年4月にC県D市に転居し、平成4年1月に離婚し5年9月からE市（現在は、F市）に住んでいる。「ねんきんネット」で調べたところ、結婚していた期間の一部のみ国民年金保険料を納付していることに疑問を持ち、長女を介して元夫に確認してもらったところ、結婚直後に元夫が国民年金に加入の手続きをし、D市に転居してからは国民年金保険料をきちんと納めていたとのことであった。申立期間①及び②が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和48年10月直後にその元夫が国民年金の加入手続きを行い、D市に転居してからは元夫が国民年金保険料をきちんと納めていたとしているが、その元夫は、加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人自身はこれらに直接関与していないことから、その状況が不明である。

また、申立期間①及び②当時、申立人は、厚生年金保険被保険者の被扶養配偶者であることから国民年金への加入は任意であったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳には、申立人が同年同月1日に任意加入して資格を取得したことにより初めて国民年金に加入したこと、及び54年10月1日に国民年金の任意加入の資格を喪失したことが記載されており、その

記載内容は申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年6月までの期間及び平成4年10月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から51年6月まで  
② 平成4年10月から5年3月まで

私は当時、ある病を患っていたこともあり、通院等のため、必ず国民健康保険に加入していた。その際、一緒に国民年金にも加入しており、国民年金保険料については申立期間①は会社が、申立期間②は自分が一括で納付していた。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、国民年金の加入手続及び保険料の納付は会社がしてくれたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間に勤務していたとする会社が不明であることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は、時効により遡って保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、自身で国民年金保険料を一括で納付したとしている。しかしながら、国民年金手帳記号番号は上記1のとおり昭和53年8月頃に払い出されたと推認されるところ、オンライン記



録によると、申立期間②は未加入期間となっていることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は会社を退職し、専門学校に入学することになった際、母親から学生でも国民年金に加入できることを聞き、年金は切らさずに加入しておいた方が良くと判断し、自分でA市役所B支所(当時)に行き、加入手続を行った。保険料は加入の時に納付書を渡されたため、窓口において一括で直接納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後に自身でA市役所B支所に行き、加入手続を行い、国民年金保険料は加入時に納付書を渡されたため、窓口において一括で直接納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和57年2月頃に払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和57年2月以降の57年度の国民年金保険料は一括で納付されており、申立人は、このことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 7200 (事案 4245 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年4月1日まで  
昭和26年4月1日から28年3月31日までA社(現在は、B社)に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の女性の同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、勤務を開始したとする月から2年5か月以上経過した後であること、女性の同僚が、申立期間当時、女性職員については採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと供述していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料の提出は行われていないが、同僚照会を含め改めて調査を行った。

その結果、同僚から、申立期間に申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる新たな供述は得られなかった上、申立期間当時、申立事業所が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できる資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案7201

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から23年4月1日まで

A株式会社(本社)に昭和4年から44年まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者となっていない。

昭和36年8月に発行されたA株式会社の社内誌に、永年勤続者(32年)として掲載されており、申立期間に継続して勤務していたと分かるので、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社発行の社内誌、同社の退職金計算書及び昭和21年4月1日から30年6月1日までの期間に申立人と一緒に勤務したとしている同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険の事業所記号順索引簿及び事業所別被保険者名簿によると、A株式会社(本社)は、昭和21年10月1日付けで適用事業所ではなくなり、23年4月1日付けで再度適用事業所となっていることから、申立期間において、同社は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A株式会社では、申立期間当時における人事資料等を保存していないので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したか否か確認することができないとしている。

さらに、上述の同僚は、申立期間において、被保険者となっていないこ

とがオンライン記録から確認できる上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明と供述している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 7202 (事案 5697 及び 6837 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで  
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、両申立期間も同社で厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、有限会社Aにおける同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られないこと、当時の事業主は亡くなっているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 6 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て(平成 23 年 7 月 21 日付け)において、申立人は、新たに有限会社Aにおける同僚を複数挙げているところ、当該同僚等から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述を得られたが、申立人が記憶している同僚の中には、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者がいることなどにより、同社では、申立期間当時において、勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと判断できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 24 年 4 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当時の状況をよく知っている同僚

として4人を挙げていることから、周辺事情を含め調査を行った。

申立人が挙げた同僚については、これまでの申立てにおいて既に照会を行っていたが、今回、改めて照会を行った。しかしながら、当該同僚からは、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について新たな供述や保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかった。

なお、申立人は、申立てに係る年金記録について記録漏れがあると考えるので、当時の資料についてよく確認してほしいとしているところ、当委員会において、改めて有限会社Aの事業所別被保険者名簿（原簿の紙台帳）の内容等を調査したが、同名簿に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、申立期間①及び②において、申立人の氏名は確認できず、健康保険証の番号に欠番も無いことから、申立人の主張の根拠となるものは見当たらなかった。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 7211 (事案 674 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで  
昭和 45 年 5 月から 46 年 4 月まで A 株式会社 に B 職 として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回、申立人は、申立期間を含む昭和 45 年 4 月 30 日から 46 年 4 月 2 日までの期間について、C 株式会社 に勤務していたとして申立てを行ったが、当該申立てに対しては、事業主に照会するも申立人に係る人事記録及び賃金台帳等は保管されておらず、勤務の実態及び厚生年金保険料の控除が確認できないこと、申立内容に係る同僚等の証言も得られないことのほか、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の申立てとともに、昭和 47 年 8 月 20 日から 48 年 2 月 25 日までの期間について、A 株式会社 に勤務していたとして申立てを行ったが、事業主に照会するも申立人に係る人事記録及び賃金台帳等は保管されておらず、勤務の実態及び厚生年金保険料の控除が確認できないこと、申立内容に係る同僚等の証言も得られないことのほか、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回のA株式会社に係る申立期間を昭和45年5月から46年4月までの期間に変更し、申し立てている。

当委員会において改めて調査した結果、申立期間について、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録には申立人の氏名は無く、当該期間及びその前後の期間における当該被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、追加実施した同僚調査の結果においても、申立人の申立期間に係る勤務の実態や給与から保険料が控除されていたことを確認できない上、A株式会社が加入していたD基金の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から7年5月26日まで  
有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成元年5月1日から標準報酬月額が30万円に引き下げられているのはおかしい。同社を退職した日まで47万円だったと思うので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aにおける被保険者期間(昭和59年1月1日から平成7年5月26日まで)のうち、申立期間の標準報酬月額が30万円と記録されていることから、申立期間当時の給与明細書等はないものの、申立期間直前の標準報酬月額は47万円であるので、申立期間が30万円であるのは不自然だと思うとして申し立てている。

しかしながら、申立人のオンライン記録によると、平成元年5月1日の随時改定の標準報酬月額(30万円)は、同年10月で定時決定(平成元年8月31日処理)された標準報酬月額(30万円)を同年10月18日に取り消し、同日に処理されたものであることが確認できる。

また、有限会社Aにおいて、申立人の資格喪失日までに資格を取得した同僚40人の標準報酬月額について、オンライン記録で訂正・取消処理されている者11人を調査したところ、そのうちの一人は、「給与明細書を

所持しているが、自分の標準報酬月額に誤りがあるとは思っていない。」と回答している上、申立人の標準報酬月額の随時改定処理が行われた日と同日に増額改定されている同僚も複数人存在することが確認できることから、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとまでは言えない。

さらに、有限会社Aは、現在事業活動を行っている様子がかげえず、事業主からは申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額についての回答を得ることはできなかった。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和59年11月から代表取締役として就任しているが、申立期間直前の平成元年1月に退任しており、その後、役職に就くことなく資格を喪失していることから、申立人の報酬自体が下がっている可能性も否定できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から同年9月まで  
昭和39年頃から、A社にアルバイトとして勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社における仕事内容を具体的に記憶していることから、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の正規職員の名簿は現存するが、申立人の名前は見当たらない。申立人の勤務実態は不明であるが、勤務していたとしたら、臨時職員かアルバイトだと思われる。なお、臨時職員やアルバイトの多くは、厚生年金保険等の社会保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人自身も「アルバイトとして勤務していた。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和39年8月及び同年9月について、申立人は、国民年金に加入しており、保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。